佐賀県告示第 106 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成29年2月21日から平成29年3月21日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀外環状 線	佐賀市大和町大字東山田字二本松 3618番 3 地先から 佐賀市大和町大字尼寺字井釜 2218番 2 地 先まで	平成 29. 2. 21